



毎日仕事で使用している塗料やシンナーなどを倉庫や作業場に大量に保管していませんか？

塗料やシンナーなどは、消防法で**危険物**として保管方法や取扱い方法について厳しく規制されており、消防署の立入検査において法令に違反している事例が認められています。

危険物には下の表に示す**指定数量**が定められています。**指定数量以上**の危険物を保管する場合は、市町村長等の許可を受け危険物貯蔵所等の設置が必要です。

また、**指定数量の5分の1以上指定数量未満**の危険物を保管する場合は、管轄の消防署長へ届出するとともに、火災予防条例の基準に適合する方法で保管しなければなりません。

法令に違反して危険物の保管、取扱いをすると、行政指導や行政処分（除去命令等）の対象となります。（行政処分に反した場合は罰則が適用される場合があります。）



危険物の品目	指定数量	指定数量の5分の1以上～指定数量未満
	この数量以上は許可が必要	少量危険物として規制されます
ラッカー シンナーなど	非水溶性 200 ㍓	40 ㍓以上 ～ 200 ㍓未満
	水溶性 400 ㍓	80 ㍓以上 ～ 400 ㍓未満
合成樹脂塗料用シンナー 合成樹脂クリアー塗料など	非水溶性 1,000 ㍓	200 ㍓以上 ～ 1,000 ㍓未満
	水溶性 2,000 ㍓	400 ㍓以上 ～ 2,000 ㍓未満
油性下地塗料 合成樹脂エナメル塗料など	非水溶性 2,000 ㍓	400 ㍓以上 ～ 2,000 ㍓未満
	水溶性 4,000 ㍓	800 ㍓以上 ～ 4,000 ㍓未満

危険物の規制にご理解とご協力をお願いいたします。



【ご相談はこちらまで】

新発田地域広域事務組合消防本部

予防課危険物係 0254-22-8096

新発田消防署予防調査係 0254-22-3701

胎内消防署予防調査係 0254-43-3311